

政令第七十七号

特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第三条の規定により読み替えて適用する同法第二条及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第一条 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条」に、「第八条―第十一条」を「第七条―第十条」に、「第十二条―第十五条」を「第十一条―第十四条」に、「第十六条―第十八条」を「第十五条―第十七条」に、「第十九条―第二十三条」を「第十八条―第二十二條」に改める。

第一条を次のように改める。

（行政機関から除かれる機関）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

第二条を削る。

第三条中「次に掲げるとおり」を「内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交

通省、気象庁及び環境省の長」に改め、同条各号を削り、第二章第一節中同条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条中「第四条第二号」を「第三条第二号」に、「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第二章第二節中第八条を第七条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第十二条第一項第八号中「第十八条第八号」を「第十七条第八号」に改め、同条第三項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に改め、第二章第三節中同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第二十条」を「第十九条」に改め、同項第二号イ中「第八条第二項」を「第七条第二項」に、「第十五条第一項第二号イ及び第十七条第二号イ」を「第十四条第一項第二号イ及び第十六条第二号イ」に改め、同項第四号イ中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に、「第十五条第一項第四号イ及び第十七条第四号イ」を「第十四条第一項第四号イ及び第十六条第四号イ」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第十二条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「第十二条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条を第十四条とする。

第三章中第十六条を第十五条とする。

第十七条中「第十二条第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改め、同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第四章中同条を第十八条とし、第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附則中第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を削る。

別記第一様式中「第五条」を「第四条」に改める。

別記第二様式中「第八条」を「第七条」に改める。

別記第三様式中「第十一条」を「第十条」に改める。

(復興庁組織令の一部改正)

第二条 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）の項の次に次のように加える。

特定秘密の保護に関する 法律施行令（平成二十六年 政令第三百三十六号）	第一条	個人情報保護委 員会	個人情報保護委員会、復興庁
---	-----	---------------	---------------

（特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第三条 特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（国家公務員倫理規程及び特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「個人情報保護委員会」の下に「、カジノ管理委員会」を加える。

一 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）第六条第一項第一号

二 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）第一条

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（復興庁組織令の一部改正）

2 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の項中「個人情報保護委員会」を「カジノ管理委員会」に改める。

附 則

この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。